

事業計画（案）

I. 地域住民の安全安心を確保し、国民理解の得られる原子力政策を具体化するため、以下の項目を国及び関係機関に強く要請し、その早期実現を図る。

〔重点項目〕

A. 被災地の復興について

福島第一原子力発電所事故の被災地が復興・再生を果たすまで、国が責任を持って被災地に寄り添った取組を継続し、被災地が望む復興像を実現すること。また、復興の大前提である福島第一原子力発電所の廃炉が着実に進むよう、国が前面に立って、燃料デブリの取出し、汚染水及び多核種除去設備等処理水対策等に取り組むこと。

B. 安全規制・防災対策について

福島第一原子力発電所事故の教訓や国内外における最新の知見を踏まえ、原子力施設の安全性及び原子力防災対策の実効性の向上に不断に取り組むこと。特に、令和6年能登半島地震の被害状況に鑑みれば、インフラの整備・強靱化は立地自治体における喫緊の課題であり、複合災害時や積雪時においても迅速に住民避難が行えるよう、原子力災害対策特別措置法の法整備等により国の責務として必要な財源を確保し、関係省庁が一体となって早急に進めること。また、国際情勢の緊迫化を鑑み、原子力施設の安全確保へ向けた体制強化について、自衛隊との連携を含め、国を挙げて取り組むこと。

C. 原子力政策について

エネルギーの安定供給と2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、第7次エネルギー基本計画等で示した原子力利用に係る取組を確実に実行するとともに、核燃料サイクルの展望を早期に具体化し、バックエンド対策を強力に推進すること。また、原子力政策に対する国民理解の取組を積極的に進めること。

D. 立地地域対策について

エネルギー政策上の原子力発電の意義を理解し協力してきた立地地域の持続的かつ自立的な発展が図られるよう、立地地域の振興に資する諸制度について、地域の意向や実情を踏まえ、改善・拡充を図ること。

[具体的要望事項]

A. 被災地の復興について

(1) 被災地の復興

- ① 将来にわたって必要な制度の継続と財源の確保を図りつつ復興事業を進め、被災自治体が策定した復興計画等に対する支援等に取り組むこと。
- ② 特定復興再生拠点区域における事業を確実に実施すること。
- ③ 「特定帰還居住区域復興再生計画」制度などを活用することにより、除染やインフラ整備を行い、住民が安全・安心に暮らすことができる生活環境を実現し、住民の帰還促進に向けて事業を実施すること。
- ④ 特定復興再生拠点区域外について、帰還されない方の家屋解体や除染及び限定的な除染にとどまっている農地や山林等についての方針が示されていないことから、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた取組方針を早急に示すとともに、住民の帰還や住民以外の移住等に向けた施策の具体化を図ること。
- ⑤ 「福島イノベーション・コースト構想」の早期実現のため、拠点施設の整備を進めるとともに、新たな産業及び雇用の創出について関係省庁が連携して強力に進めること。
- ⑥ 復興の進捗に大きくかかわる道路や港湾等、基礎的インフラを早期に整備すること。
- ⑦ 帰還した住民や移住する住民が安心して充実した生活が送れるよう、医療・福祉・介護施設、商業施設、スポーツ施設等、住環境の整備に対する支援を強化すること。
- ⑧ 研究機関の整備や新たな企業の誘致等による雇用の創出に取り組むとともに、新規開業や事業再開を行う商工業者、農林水産業者に対して、必要な支援を行うこと。
- ⑨ 被災自治体に対し、人員確保のための支援を中長期的に行うこと。

(2) 除染・最終処分場等

- ① 特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、遅滞なく除染に取り組むこと。
- ② 農地や山林、ため池等についても、実効性のある除染を早期に行い、帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。また、除染後のモニタリングやフォローアップ除染を実施し、住民の放射線量に対する不安解消に努めること。
- ③ 最終処分場の早期整備に向け、国民理解の醸成や技術革新等の取組について責任を持って進めること。

(3) 損害賠償

- ① 事業者に対し、被災者の立場に寄り添った損害賠償を行い、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう指導すること。
- ② 福島第一原子力発電所事故に伴い発生した被害に対し、中間指針第五次追補の基本的な考えを踏まえ、被害者の個別具体的な事情を十分に傾聴した上で、公平性の確保や被害者の立証責任の軽減が図られ、被害実態に即した損害賠償が実行されるよう、自ら定める指針を不断に見直すこと。【原子力損害賠償紛争審査会】

(4) 住民の健康管理・風評対策

- ① 避難生活やコミュニティの分散等による被災者の精神的負担の軽減、被災者に対する差別、いじめ等の防止に向けて関係機関と連携し対策に取り組むこと。
- ② 事故による放射線の影響について、事実に基づく正確な情報を国内外に発信し、被災地に対する風評の払拭に積極的に取り組むとともに、これまでの知見を踏まえた放射線知識の普及に取り組むこと。
- ③ 多核種除去設備等処理水の取扱いについて、関係者に対する説明責任を確実に果たすとともに、あらゆる手段による国内外への正確かつ丁寧な情報発信により、徹底的な風評対策を講じること。

(5) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 福島第一原子力発電所の燃料デブリの取出し、汚染水及び多核種除去設備等処理水対策等の廃炉作業について、安全・着実に行うこと。また、高線量ガレキや使用済燃料、燃料デブリ等の取扱いに係る方針を明確にし、対応すること。
- ② 事業者に対して、作業従事者の健康管理の強化や労働安全の確保並びに従事者の不安解消について指導すること。
- ③ 損傷が確認された福島第一原子力発電所1号機のペデスタル内壁面下部について、支持機能が喪失した場合の確実な対応策について検討するよう、事業者を指導すること。【原子力規制委員会】

(1) 国民から信頼される安全規制の確立

- ① 福島第一原子力発電所事故や令和6年能登半島地震など、国内外における最新の知見を速やかに規制基準等に反映し、事業者に対して的確な指導を行うこと。また、規制基準の内容について広く情報発信し、規制基準に基づく原子力施設の安全対策に対する国民の理解促進に取り組むこと。【原子力規制委員会】
- ② 審査体制の強化や効率的な審査に努め、審査の経緯や結果に対する説明責任を果たすこと。【原子力規制委員会】
- ③ 高経年化炉に対し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な規制を行うとともに、高経年化炉に係る規制制度について国民に対して丁寧に説明を行い、理解促進を図ること。【原子力規制委員会】
- ④ 立地自治体や事業者、専門家等、関係者との対話を重視し、透明性の確保と信頼性の向上に努めること。【原子力規制委員会】

(2) 原子力防災対策の強化

- ① 令和6年能登半島地震に鑑み、避難道路・ヘリポート等のインフラの整備・強靱化・多重化等について、内閣府を中心に省庁の枠組みを超えた推進体制を構築するとともに、内閣府が予算を確保し、直轄又は国土交通省へ整備を委託することや、各省庁が原子力防災に関する予算を別枠で確保することなどにより、迅速かつ強力に進めること。
- ② 避難道路・ヘリポート等のインフラの整備・改良や輸送手段の確保、原子力災害予防対策等に対し、国の責務として十分な財政措置を講ずることを「原子力災害対策特別措置法」に明文化すること。
- ③ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、原子力災害時に実効性のある対策が実行できるよう、原子力防災対策の検証と強化を図ること。
- ④ 原子力災害時の屋内退避の考え方や運用について、自治体及び住民の理解促進につながる普及啓発を実施すること。また、原子力災害対策指針や原子力災害対策マニュアル等の改定について、自治体からの意見を踏まえ、効果的に屋内退避の運用が実施されるよう検討を行うこと。
- ⑤ 広域避難や要配慮者の避難手段、避難先の確保等について、主体的に関係自治体や関係機関、運輸事業者との調整、交渉を行い、迅速かつ確実に避難できる体制を構築すること。
- ⑥ 避難行動要支援者の搬送を自衛隊等の公的機関の任務として位置付ける等、災害時に迅速に搬送できる体制を整備すること。
- ⑦ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、モニタリング設備及び放射線監視体制の強化を図ること。
- ⑧ 住民への情報伝達や避難者情報の把握など、原子力災害時に活用できる情報インフラの構築を図ること。

- ⑨ 原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時に迅速に職員を派遣すること。
- ⑩ 複合災害に係る対策、自治体が行う原子力防災対策強化事業等に対し柔軟な財政支援を行うこと。
- ⑪ U P Z 内自治体や広域避難先自治体の職員や住民に対し、放射線の基礎知識や原子力災害の特性等について、理解を深める取組を行うこと。
- ⑫ U P Z 内における安定ヨウ素剤の緊急配布、服用に関する明確な基準やマニュアルを示し、広域避難や屋内退避に際し住民が確実に服用できる仕組みを構築すること。
- ⑬ 安定ヨウ素剤事前配布後の更新に関し、住民や自治体の負担軽減を図るとともに、未配布者への配布促進につながる制度設計や取組の展開を図ること。
- ⑭ 武力攻撃、テロに対する原子力発電所の防護対策について再検証し、防護対策の強化に不断に取り組むこと。また、自衛隊や海上保安庁、警察組織等の拡充強化を図り、防護対策を強化すること。

C. 原子力政策について

(1) 今後の原子力政策

- ① 原子力発電所の再稼働や運転期間延長、次世代革新炉の開発・設置等、第7次エネルギー基本計画で示された原子力政策に係る取組について、安全性の確保を大前提に、責任をもって実行すること。
- ② 原子力利用に係る具体的な施策の実施に当たり、立地地域との対話や情報共有を積極的に行い、意見を反映させること。
- ③ 原子力発電所の再稼働や運転期間延長に当たり、その必要性や安全性を丁寧に説明し、立地地域や国民の理解を得ること。
- ④ 核燃料サイクル政策の具体的展望を明らかにし、関連施設の安全性、必要性を地域住民や国民に対し丁寧に説明すること。
- ⑤ 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、自治体や住民との対話を重ね、地層処分の必要性について国民理解を深める取組を前面に立って進めるとともに、海外の先進地視察など、自治体等に対する理解活動を積極的に実施すること。また、文献調査の位置付けや処分地選定に向けたプロセスに対する理解醸成にも責任を持って取り組むこと。
- ⑥ 使用済燃料の敷地外早期搬出のため、中間貯蔵施設や再処理工場の整備等に国及び事業者が一体となって取り組むとともに、取組の進捗状況を地域住民や国民に対し丁寧に説明すること。
- ⑦ 原子力施設の解体で発生する低レベル放射性廃棄物の処分先の確保等について、国の主体的課題として認識し、取組を前進させること。
- ⑧ クリアランス制度への国民理解を深める取組を進めること。

(2) 原子力の理解促進・人材育成

- ① 原子力に対する国民理解の取組を積極的に進めること。
- ② 原子力発電の将来を支える人材を確保するため、産学官協働による原子力人材育成のための取組を強化すること。
- ③ 原子力を含めたエネルギー政策や環境問題、放射線について、学校教育の現場で教育プログラムの一環として取り上げ、地域における学習の機会の充実を図る等、正しく理解するための取組を強化すること。

(3) 原子力損害賠償制度の見直し

- ① 原子力災害時の被災者救済に関し、関係法令の改正や整備を行い、国の責任の在り方を明確にすること。

D. 立地地域対策について

(1) 立地地域の経済・雇用対策等

- ① 原子力発電所の長期停止や建設工事の延期、廃炉等による地域経済への影響を緩和するため、地域の実情に応じた経済振興や雇用維持・創出、地元企業支援等に係る財政的支援や具体的施策を講じること。
- ② 設備投資に係る借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設等、地元企業への特別な措置を講じること。
- ③ 立地地域の特性に応じた新産業の創出や企業誘致等、産業構造の多様化に向けた支援を行うこと。
- ④ 立地地域の原子力人材育成を積極的に進め、原子力分野における地元雇用の促進を図ること。また、立地地域の企業や教育・研究機関への新たな支援や制度改革によって、産学官協働での人材育成に取り組み、地元雇用につなげること。
- ⑤ 立地自治体に対し、電力の安定供給に対する貢献に鑑みた支援制度を新設すること。

(2) 電源三法交付金等

- ① 電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に広報し、理解を得ること。
- ② 電源三法交付金について、立地地域の実情に即した事業を行うため、用途を自由裁量とするよう、制度を見直すこと。また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（再稼働及び安全確保）については、市町村が実施する事業についても交付対象とすること。
- ③ 電源三法交付金及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（廃炉）について、原子力施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。特に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（廃炉）については、廃止日の翌会計年度より10ヶ年度とされているが、実際の廃止措置期間と大きく乖離していることから、早急に交付期間を廃止措置期間に応じた期間に延長すること。
- ④ 長期発展対策交付金相当分について、貯蔵する使用済燃料の搬出完了までを交付対象期間とするとともに、運転経過加算措置の追加等、制度の拡充を図ること。
- ⑤ 電源三法交付金に係る事務負担軽減を図るとともに、電源三法交付金により整備した施設の財産処分に対して柔軟に対応し、財政負担の軽減を図ること。
- ⑥ 電源三法交付金等の制度や規則の見直しに当たり、事前に目的や自治体への影響等について説明を行い、理解を得ること。
- ⑦ エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について、用途の拡大と柔軟な運用を図り、立地自治体等が事業を実施するための予算を確保すること。

- ⑧ 原子力立地給付金及びF補助金の拡充を図ること。また、立地地域に対し、電気料金の引き下げ等の特別な措置を講じること。
- ⑨ 原子力施設に係る固定資産税について、税制上の耐用年数を延長するとともに、施設の解体撤去完了までを課税期間とし延長すること。
- ⑩ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、対象事業の拡大や補助率のかさ上げ、振興計画策定後に市町村合併により立地市町村の一部となった市域の立地地域への指定等、制度の拡充を図ること。
- ⑪ 原子力施設に係る安全・防災対策等を講じるために立地自治体が負担している職員人件費等の必要経費の全額について財政措置を講じること。
- ⑫ 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、原子力発電所が立地する自治体の財政需要に対して、適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

II. 全原協の事業推進のため、国及び関係機関との協議等、各種施策の調査検討を行う。

定例総会

要請活動（随時）

全体会議（秋）

役員会（年2回程度）

幹事会（年4回程度）

担当課長会議（年1回程度）

バックエンド問題に関する検討委員会（随時）

各種施策に係る調査検討 等

III. 全原協において、原子力安全及び防災に関する情報共有を図る。

担当者会議（随時） 等

IV. 東日本大震災による被災地の復興支援のための取組を実施する。

V. 全原協の活動について積極的に情報発信を行う。

全原協ホームページの充実 等